

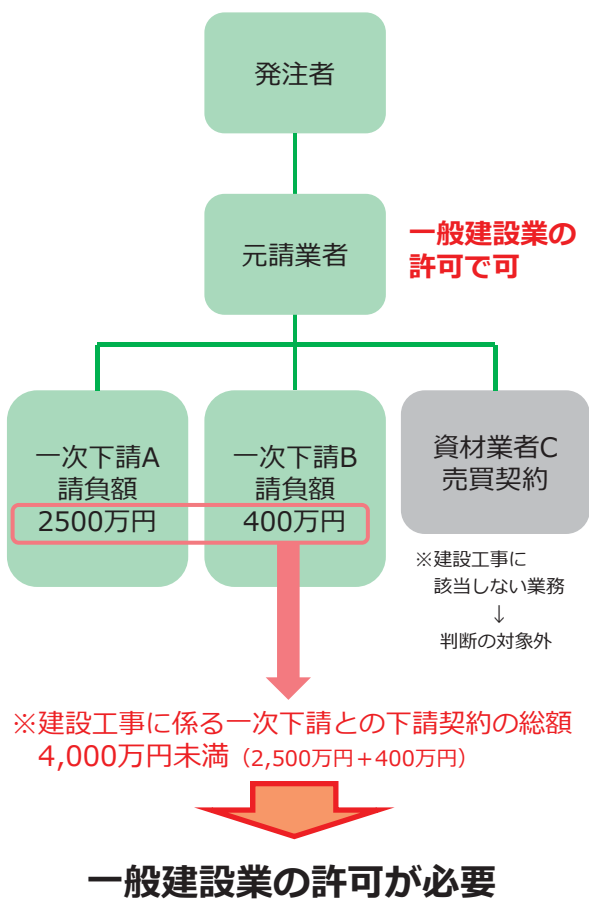
問 2

一般建設業と特定建設業の違いは

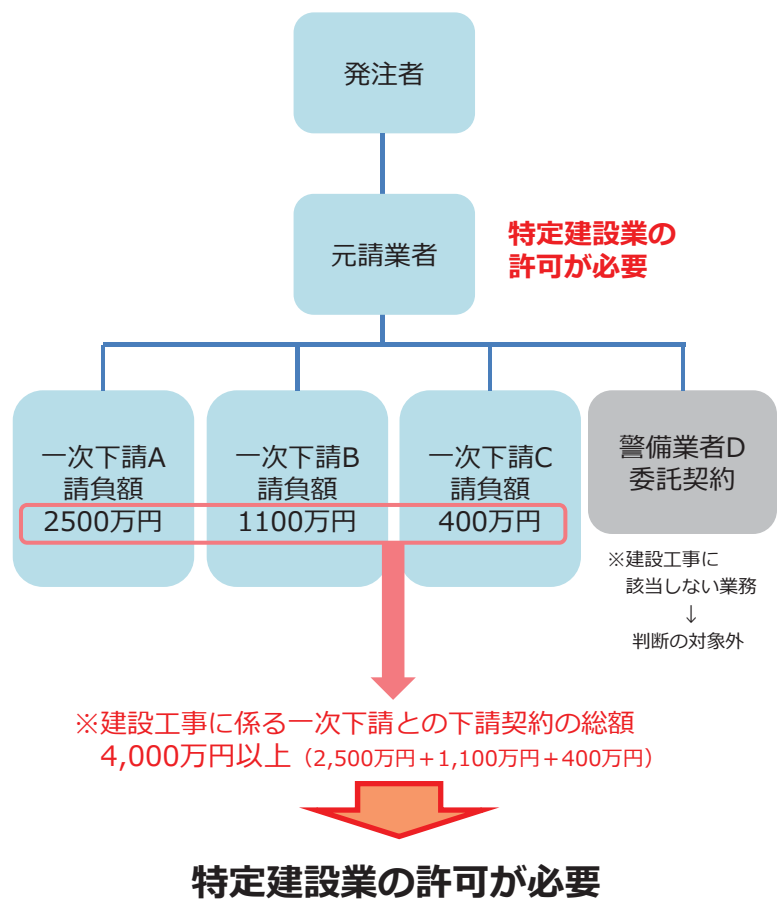
軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営もうとする者は、元請・下請を問わず**一般建設業**の許可を受けなければなりません。

また、発注者から直接工事を請け負い、かつ**4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上**を下請契約して工事を施工する者は、**特定建設業**の許可を受けなければなりません。（建設業法 第3条・第15条参照）

一般建設業



特定建設業



《 注意 》

- 発注者から請け負う額に制限はありません。
→ 必要な許可が、“特定”であるか、“一般”であるかは、下請契約の総額によって決まります。
- 受注する工事の規模の大小は関係ありません。
→ 比較的規模の大きい工事を元請として受注した場合でも、その全部を元請にて自社施工するか、下請発注額が4,000万円未満であれば、一般建設業の許可で足りる。
- 「特定建設業の許可が必要」になるのは、元請業者に対してのみです。
→ 一次下請以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。
※一次下請業者が二次下請業者に対して発注する額に制限はありません。